

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例(平成23年条例第5号)第8条の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開にすることができる。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、健康医療推進課において行う。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。